

## 日立市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日立市契約規則（昭和43年規則第14号。以下「規則」という。）の規定に基づき一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときの落札者の決定について必要な事項を定めるものとする。

(調査の基準)

第2条 市長は、契約規則第11条の規定に基づき、工事ごとに、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときの調査の基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 低入札価格調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費相当額及び一般管理費（契約保証費を含む。以下同じ）により算定するものとする。

3 低入札価格調査基準価格の算出方法は、別に定める。

4 低入札価格調査基準価格は、予定価格の設定権者が定める。

(低入札価格調査基準価格の公表)

第3条 低入札価格調査基準価格は、入札終了後に公表するものとする。公表の内容は、税抜の低入札価格調査基準価格とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、入札執行前に低入札価格調査基準価格を公表することができる。

(対象事業)

第4条 低入札価格調査の対象は、競争入札により契約を締結しようとする建設工事とする。土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事及び電気工事にあつては、税込設計金額が1千万以上のものとし、それ以外の工事については、税込設計金額が500万円以上のものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 契約検査課長は、この要綱に定める手続の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を入札の公告及び指名通知書に記載するものとする。

(1) 低入札価格調査基準価格が設けられていること。

(2) 低入札価格調査基準価格に満たない入札をした者は、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があること。

2 契約検査課長は、入札の際に次に掲げる事項を入札参加者に対して説明するものとする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 低入札価格調査基準価格に満たない入札があった場合の入札の終了方法及び結果の通知方法

(3) 低入札価格調査基準価格に満たない入札をした者は、事後の事情聴取、書類の提出等に協力すべきこと。

(低入札価格調査基準価格に満たない入札があった場合の措置)

第6条 契約検査課長は、入札価格が低入札価格調査基準価格に満たない入札があった場合においては、当該入札の参加者に対して当該入札の結果を「保留」し、落札者は後日決定する旨を宣言するものとする。

(低入札価格調査等)

第7条 契約検査課長は、入札価格が低入札価格調査基準価格に満たない価格であった場合は、低入札価格調査を行なうものとする。

2 契約検査課長は、低入札価格調査を行うため調査会を招集するものとする。

3 調査会は、当該調査に係る建設工事を所管する次に掲げる職にある者及び契約検査課長をもって構成する。

(1) 課長

(2) 係長

(3) 設計担当者

4 調査会は、契約検査課長が主宰し、その調査会を統括する。

5 契約検査課長に事故ある時は、所管課長がその職務を代理する。

6 調査会の庶務は、財政部契約検査課が処理する。

7 第1項に規定する低入札価格調査は、次の事項について最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により行なうものとする。

(1) 当該価格により入札した理由

(2) 契約対象工事を行なうに当たって当該低価格入札者が予定している労務、資材等の数量及びそれらの調達等に関する事項

(3) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

(4) 経営状況

(5) その他必要と認める事項

8 契約検査課長は、低入札価格調査を行なうときは、最低価格入札者に対して、入札価格の内訳書その他低入札価格調査に必要な書類の提出を求めるものとする。

(調査結果に関する措置)

第8条 調査会は、調査の結果を日立市入札参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に低入札価格調査表（別記様式）により報告するものとする。

(落札者の決定)

第9条 審査委員会は、前項の報告に基づき、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがないと認めるとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認めるときは、当該入札者を落札者と決定するものとする。

2 審査委員会は、前項の報告に基づき、最低価格入札者の入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認めるとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査会に意見を求め、当該入札者を落札者とすること、又は落札者としなないことを決定しなければならない。

3 前項の規定により、落札者としなないことと決定した場合において、次順位者の入札価格が、予定価格の範囲内の価格で最低の価格であるときは、次順位者を落札者とし、次順位者の入札価格が低入札価格調査基準価格に満たないときは、第7条及び第8条並びに第1項又は第2項の例により決定するものとする。

(結果の通知)

第10条 契約検査課長は、低入札価格調査の結果について、当該入札参加者に対して通知するものとする。

(調査結果の公表)

第11条 低入札価格調査を実施した工事については、入札結果概要書の当該低入札価格調査の対象者となった入札参加者の摘要欄に「低入札価格調査対象」と記載するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から適用する。

この要綱は、令和6年12月1日から適用する。

## 別紙 1

### 低入札価格調査基準価格の算出方法

第1 要綱第2条に規定する低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額（以下この条において「合計額」という）とする。この場合において、その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、合計額が税抜予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、税抜予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の75を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 第1項の規定にかかわらず、工事の性質上、市長が特に必要があると認めるときは、予定価格の100分の92から100分の75の範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額を低入札価格調査基準価格とすることができる。

第2 契約検査課長は、予定価格調書の作成とともに、参考調書を作成するものとする。